

○笠井委員 私は、日本共産党を代表して、日本・ペルー経済連携協定、日本・メキシコ経済連携協定改正議定書の両案に反対の討論を行います。

まず初めに、本日の委員会が、臨時国会の最終日に、理事会において最終的に与野党の合意もなく開催が強行され、採決の上、本会議に緊急上程までされようとしていることに、厳しく抗議するものです。

十月二十日に召集された臨時国会の会期は、五十一日間もあつたはずであります。政府・与党がそれほど重要な案件というなら、落ちついた状況のもとでしっかりした審議を行う機会は、これまでに幾らもあつたではありませんか。

ところが、会期末のどさくさに、与党内からも異論が出て、採決を欠席する議員が相次ぐような原発輸出のための四つの原子力協定を強行した上、またも、会期末処理のための各委員会が一斉に開かれ、日程が窮屈で、与党の委員すら差しかえや出入りを繰り返さなければならない状況のもとで、どうしてしっかりした審議ができるでしょうか。

相手国がある、国益を損なうなどと言って、こんなやり方で強行しようとするからこそ、対外的な信用も、国民の利益も損なうものと言わなければなりません。今からでも遅くない、採決、緊急上程の強行はきっぱり断念することを強く求めるものであります。

国会承認を求められた両協定について言えば、たくさん問題点があります。

まず、両協定とTPPとの関係です。

第一に、ペルーはTPP交渉参加国、メキシコは参加に向けて関心を示した国であります。日本とペルー、日本とメキシコのEPA本文には、それぞれ農林水産分野を含む関税表等の改正規定があります。この改正規定について、日本がTPPに参加した場合、両国との関係で、農林水産分野の除外、再協議対象、関税割り当て、削減品目の取り扱いはどうなるのか、我が国の農林水産分野の貿易政策に大きな悪影響を与えかねない問題なのに、政府、外務省の説明は判然としません。

第二に、現在TPP交渉に参加している国のうち、日本とEPA協定を締結しているのはベトナム、ブルネイです。これらの国との関係で、日本がTPPに参加した場合、農林水産分野の除外、再協議対象、関税割り当て、削減品目の取り扱いはどうなるのか。さらに、TPPに参加していないが、我が国と二国間EPA協定を締結している国からも、関税撤廃ないし削減要求が出てきて、これに応じる可能性が出てきます。それが現実になるならば、我が国の関税が芋づる式に総崩れになるではありませんか。

両協定そのものの内容で言うならば、日本・メキシコEPA改正議定書は、日本側のセンシティブ品目である牛肉、豚肉、鶏肉の関税割り当てを大幅に拡大し、関税のさらなる段階的削減措置を盛り込み、貿易輸入自由化圧力を加えていく志向が明瞭であります。

また、日本・ペルーEPAにおける農林水産分野の譲許では、輸入実績があるHSコードを中心に関税撤廃あるいは段階的関税削減措置をとり、輸入実績のないHSコードは、今まで我が国が締結したEPAの譲許表を参考にしながら同様の措置をとっており、こういうやり方も容認できません。

東日本大震災の本格的復興に向けて、被災地はもちろんのこと、地方経済の活性化の取り組みと実行が求められている今、政府が、今回の二つのEPAで農林水産分野のセンシティブ品目の関税自由化路線を打ち出し、突き進むことは、到底容認できません。

以上、反対討論とします。